

平成 29 年度 公益財団法人さんりく基金

地域コミュニティ再生支援事業募集要項

1. 事業の目的

東日本大震災や台風被害により集中的な被害を受けた地域などの地域コミュニティの機能低下、過疎化によるコミュニティ活動を担う人材の高齢化や後継者不足などの課題に対応し、地域活性化を支援するため、地域住民・関係者が主体となつて行う地域再生計画の策定やその実現に向けた効果的な取組みに対し助成を行います。

2. 助成事業の内容

(1) 助成対象事業

県北沿岸地域において地域住民が主体となつて作成する地域再生計画の策定やその計画実現に向けた効果的な活動。特に、若者や女性を中心となる活動を重点的に支援します。

(具体例)

- ・ 専門家の協力を得て、高台移転等による新たなコミュニティの形成に向けた防災計画やまちづくり等の地域再生計画を作成する事業。
- ・ 若者組織により、安心・安全なまちづくり推進のための地域見守り事業。
- ・ 女性部による、地元食材を使った加工品の製造販売を通じた地域活性化事業。

※過去に同様の内容で助成金を受けている事業や同様の内容で他の補助金を受けている事業、単に備品購入・施設整備等を行う事業は対象となりません。

(2) 助成対象者

県北地域又は沿岸地域の特定されたエリアを対象に地域住民が主体となつて活動する団体。ただし、規約、役員体制等が整備されていること。

(自治会、集落組織、仮設団地、仮設商店街、復興商店街、その他の活動団体等)

※高台移転等により新たなコミュニティ形成を計画する団体(規約等未整備の場合)にあつては、申請時、規約・役員名簿(案)を提出することとし、事業完了までに整備する必要があります。

※定義

ア 「県北地域」とは、二戸市、一戸町、軽米町、及び九戸村の地域をいう。

イ 「沿岸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。

(3) 助成要件

助成金額 100 万円以内 (補助率 10/10 以内)

(4) 助成対象経費

地域再生計画の策定や事業実施に係る次の経費

対象経費	備考
・ 外部専門家謝金・旅費	団体の経常的な活動に要する経費(光熱水費)、

<ul style="list-style-type: none"> ・資料購入費 ・会場等使用料 ・印刷製本費 ・備品購入費 ・郵送料・運送料 ・消耗品費 ・その他特に必要と認められる経費 	<p>飲食費、事務局等の人件費は対象外。その他の経費は使途が特定できるものに限る。</p> <p>※備品：耐用年数1年以上のもので、購入単価3万円以上のもの。</p>
--	---

(5) 事業期間

助成金交付決定の日から平成30年1月31日まで

※事業期間の延長は行いません。助成対象は、原則、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とします。

3. 申請窓口及び提出書類

申請窓口	提出書類
基金事務局に提出（郵送可）	①助成金交付申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第2号） ③事業経費内訳書（様式第3号） ④団体規約・団体役員名簿

4. 募集期間及び交付決定時期

募集期間	交付決定予定時期
平成29年3月30日（木）～平成29年5月25日（木）	6月中旬

※助成金の交付の可否は、審査委員会で審査し決定します。

5. 助成金の請求・支払方法

(1) 申請団体は、助成事業が完了した後、事業実績報告書（様式第10号）に関係書類を添えて提出してください。

(2) 特に必要があると認められるときは、交付決定額の9割を上限に前金払いを行うことができます。（ただし、1回目の前金払いは交付決定額の5割を上限とします。2回目以降の前金払いを請求する場合は、中間報告書の提出が必要となります。）

6. その他

事業完了後、事業成果報告会等での成果報告を求める場合があります。

7. 問合せ先・申請書類提出先

公益財団法人さんりく基金事務局 担当 藤原・川村
 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県政策地域部地域振興室内
 TEL 019-629-5212 FAX 019-629-5219
 E-mail sanriku@mbr.nifty.com